

土地・家屋評価額の縦覧

照会先

税務課土地係 家屋係 ☎(2)87731
②8783

市では、固定資産税に対する納税者などの信頼を確保するため、土地・家屋縦覧帳簿（以下「縦覧帳簿」）を作成しています。この縦覧帳簿を縦覧することで、納税者が他の土地・家屋の価格と比較して、自己所有の土地・家屋の評価が適正かどうかを判断できるようになっています。（無料）また、課税台帳の閲覧は、本人資産にかかる部分は常に閲覧できます。（有料）

◆縦覧期間

4月1日（木）～30日（金）
※土・日曜日、祝日を除く

◆縦覧場所

税務課 各地域事務所（各地域事務所が保管する各地域の分のみ）

◆縦覧帳簿

▽土地の縦覧帳簿＝所在、地番、地目、地積、評価額
▽家屋の縦覧帳簿＝家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額
※いずれの縦覧帳簿にも、所有者氏名や課税標準額は記載されています。
※縦覧帳簿のコピーはできません。

評価額の審査申出について

◆申請に必要なもの
縦覧申請の際には、本人確認をしますので、証明発行と同様に印鑑、運転免許証などを持参してください。また、納税通知書および課税明細書を持参すれば、本人確認と同時に土地・家屋所有の別も確認できます。
※納税通知書は、課税明細を同封して、4月1日（木）に発送する予定です。

ような場合も、請求先の市町村の納税者でなければ縦覧できませんのでご理解をお願いします。ただし、固定資産税の路線価については全市町村で公開していますので、窓口でお申し出ください。
なお、納税管理人や納税者と同居の親族の方は、納税通知書または課税明細書を持参すれば、納税者の代理人として縦覧できます。

◆縦覧できる人
固定資産税の納税義務者の方は、固定資産税の納税者。ただし、免税点未満の方は、納税者から除外されるため縦覧できません。また、土地のみを所有する納税者は家屋の縦覧ができず、逆に家屋のみを所有する納税者は土地の縦覧ができません。
借地・借家人は縦覧できませんが、一定の固定資産税について課税台帳の閲覧ができるので、「権利関係を示す書面」などを持参ください。
このほか、市町村境の土地・家屋を所有する納税者が他市町村の縦覧を請求する

◆照会先 総務財政課
☎(2)3131(代)

3月25日木～4月7日水の平日 市民課・国保年金課・税務課・生活環境課の窓口を 午後7時まで延長します

転出・転入などに伴う届け出が集中する3月下旬から4月上旬まで、次のとおり、窓口業務を午後7時まで延長して行います。

◆延長する期間 3月25日木～4月7日水 ※ただし、土・日曜日は除きます。

◆延長する時間 午後5時15分～午後7時

◆延長する窓口と業務（本庁のみで行います）

市民課 転出・転入・転居などに伴う手続き、戸籍・住民票の写しなどの交付

☎23-7700 ※ただし、外国人登録、他課・他市町村・他機関との連絡調整を必要とする業務は取り扱えませんのでご了承ください。

国保年金課 転出・転入・転居などに伴う国民健康保険、国民年金の手続き

☎23-7701 ※3月25日（木）・26日（金）は、午後8時30分まで国保税の納税相談も行っています。

税務課 税に関する証明書の交付

☎23-8874 ※ただし、縦覧、閲覧はできません。課税の詳細についての説明および過年分の証明などについては対応できない場合もありますのでご了承ください。

生活環境課 転入者へのごみ収集の説明など

☎23-6733

※窓口業務の延長は、各地域事務所、東部・西部支所、市民サービスセンターでは行いません。